

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

土森委員長 まず、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

- ・第17号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案

土森委員長 ただいま第17号高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案についての説明があった。
何か、質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

土森委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1 ページの資料 1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。
意見書案は、1 番と 2 番は 1 番の表題で、内容を統合させるよう文言修正した上で、また 4 番及び 6 番は原案のとおりで、以上 3 件が全会一致で意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

土森委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2 ページの資料 2、委員会に付託してあった知事提出議案19件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたい。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

土森委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することではいかかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

土森委員長 次に、討論についてである。
議案に対する討論も省略することではいかかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

土森委員長 次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から御説明のあった追加提出議案 1 件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

土森委員長 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員派遣議案

土森委員長 次に、4 ページの資料 3、議員派遣議案についてである。

パラグアイ日本人移住 80 周年記念祭典及び高知県人会創立 40 周年記念式典等への派遣に関する議案については、前回の議運で協議決定したとおり、本日の会議に提出することとなっているので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 なお、この議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

土森委員長 次に、6 ページの資料 4、意見書議案についてである。

議発第 2 号「教職員定数の改善を求める意見書議案」から議発第 4 号「森林・林業政策の推進を求める意見書議案」までの計 3 件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、

直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

4. 議員定数問題等調査特別委員会の設置について

土森委員長 次に、14ページの資料5、議員定数問題等調査特別委員会の設置についてである。この件については、6月1日の議運で、閉会日に設置することが決定されていた。委員名については、資料5のとおり各会派から名簿の提出があった。本日の本会議において、意見書議案を採決の後、日程に上げ議題とし、この委員構成により特別委員会を設置することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

5. 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙について

土森委員長 次に、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙についてである。この件については、6月16日の議運で、選挙の方法は指名推選で行い、自由民主党から後任の議員を推薦していただくこととしていた。自由民主党から浜田英宏議員を推薦したいとの届け出があったので、後任の議員については、本日の本会議において、議長の指名推選により浜田英宏議員を選出することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。
また、議事手続については、本日の本会議において特別委員会の設置の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ることで御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

6. 議席の一部変更について

土森委員長 次に、15ページの資料6、議席の一部変更についてである。この件については、前回の議運で資料6のとおりとすることが決定され、その議事手続については、本日の議運でお諮りすることとしていた。本会議での議事手続については、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ることでいかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

なお、決定後の議席の移動は、次に開催される本会議からとすることで、御了承願う。

(了 承)

土森委員長

以上、ここまでが議事手続についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

土森委員長

横田議事課長、説明願う。

(横田議事課長、説明)

土森委員長

この順序で議事運営が行われるので御了承願う。

(了 承)

7. 9月定例会の開催時期について

土森委員長

次に、16ページの資料7、9月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りすることではいかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

8. 継続審査調査の申し出について

土森委員長

次に、17ページの資料8、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

9. その他

土森委員長

最後に、その他で何かないか。

(梶総務部長、挙手)

土森委員長

梶総務部長、どうぞ。

梶総務部長

今定例会の常任委員会において、委員会審議中の執行部職員に慎むべき態度があ

り、委員から厳しい御指摘をいただくに至った。

この御指摘を受けて、一部の所属について内部調査を行ったところ、ほかにも行動、服装について問題がある事例を把握した。県民の代表である県議会議員と県政の課題について真摯な議論を行う県議会という敬意を表すべき公の場において、その品位を損なうとともに、議員の皆様の不信を招く結果となってしまったことを深くお詫びする。

申しわけございませんでした。

今回の御指摘等を受けて、執行部では、知事、副知事を初め、今回の事態を組織全体として重く受け止め、再度このような御指摘を受けることがないように、県議会における服装や行動に留意し、これまで以上に緊張感を持って臨むよう、昨日付で副知事から各部局長あてに通知を発出した。明日、副知事をトップとする政策調整会議を招集し、周知徹底を図る。

引き続き議員の皆様には、御指導御鞭撻を賜るようお願い申し上げます。

土森委員長

執行部と議会は、県民の皆様のために真摯に議論を行うものである。なお、今後そのようなことがないように、緊張感を持って対応してもらおうよう、委員長としても要請させてもらおう。

ほかはないか。

(林総務課長、挙手)

土森委員長

林総務課長、どうぞ。

林総務課長

事務局から2点報告させていただく。

まず1点目の報告として、議会事務局職員の夏期における朝方勤務の取り組みについてである。

朝方勤務とは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に資するように始業時間を早め、勤務終了時間をその分早めるというものであり、昨年度から試行しているものである。本年度は昨年度より1カ月程度実施期間が延長され、7月1日から9月16日まで実施の予定である。

議会事務局においても、昨年度と同様に業務に支障のない範囲で試行をしようとするものである。なお、昨年度4名の職員が試行し、試行した職員からは、朝夕の通勤が楽であった、帰宅後の時間が有効に使えたというような肯定的な意見をいただいている。

1点目の説明は以上である。

次に2点目として、議会棟非常用発電機設置工事についてである。

お手元にお配りしている高知県議会議会棟の平面図をごらん願う。先日6月1日の議運で報告させていただいたとおり非常用電源の工事が行われる。この間、工事に伴い御不便をおかけするおそれがあるので、説明する。

まず、屋外工事についてである。工事に伴い議員駐車場の一部の使用制限がある。お手元の資料の2ページをごらん願う。議会棟東側の濃い網掛けで示した場所に非常用電源を設置するため、濃い網掛けで示した2台分の駐車スペースと、工事期間中に工事ヤードとして使用する薄い網掛けの4台分の駐車スペースが、平成28年7月11日から9月20日の間、使用できなくなる。この期間については、代替駐車場として、渡り廊下右側、西のほうに6台の駐車スペースを確保する。設置工事終了後

は、非常用電源設備を設置した2台分の駐車スペースについては使用できなくなる。そのため、議員駐車場としては、常時使用できる駐車スペースが現状の26台から2台減って24台となる。ただ従前から、本会議や委員会等で既存の議員用の駐車スペースが不足する場合は、管財課が駐車スペースの不足が生じないように対応しているので、今後とも同様の対応をしていく。

次に屋内工事についてであるが、資料1ページをごらん願う。

現時点で、屋内工事で立ち入る予定のある部屋は、網掛けで示しているとおおり、1階の事務局の部屋、2階の議長室や秘書室、3階の会議室と委員会室等である。これらの部屋では、非常用電源に対応したコンセント、電灯等を設置するための工事を行う。会派控室等への立ち入りは今のところ予定していないが、工事の状況によっては、会派控室の立ち入りが必要となる場合も考えられる。その場合は、事前に対象となる会派の代表者に連絡させていただく。

また、工事期間を通じて、停電等を伴う工事など執務に支障の生じる工事作業は、できるだけ休日に行うなど執務に支障が出ないように配慮して工事を行うよう、管財課に要請している。

説明は以上である。

土森委員長

それでは、事務局報告のとおりで御了承願う。

(了 承)

土森委員長

それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。